

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

特にありません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

最終仕入原価法により処理している。

(2) 有価証券

その他有価証券（市場価格のあるもの）

期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

その他有価証券（市場価格のないもの）

移動平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により処理している。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、平成28年4月1日以降に取得した
建物附属設備及び構築物については定額法により処理している。

(2) 無形固定資産

定額法により処理している。

4. 引当金の計上基準

(1) 徴収不能引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法（昭和40年
法律第34号）における貸倒引当金（徴収不能引当金）の繰入限度相当額を計上している。

(2) 賞与引当金

支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上している。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、
当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、
簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用している。

会計基準変更時差異（184,265千円）は、15年による定額法により費用処理している。

未処理残高 98,274千円

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については貸借処理によっている。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜処理により処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は繰延消費税等として、その他の資産の「繰延消費税」として表示し、5年間で均等償却している。

7. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 当会計年度末日における有形固定資産減価償却累計額

5,121,810 千円

(2) 補助金等の会計処理

固定資産の取得に係る補助金等については、直接減額方式（固定資産の取得時に取得原価から直接減額する方法）を採用する予定である。

8. 重要な会計方針を変更した旨等

特にありません。

9. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

特にありません。

10. 担保に供されている資産に関する事項

特にありません。

11. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当ありません。

(2) 個人である関係事業者

該当ありません。

12. 重要な偶発債務に関する事項

重要な偶発債務はありません。

13. 重要な後発事象に関する事項

重要な後発事象はありません。

14. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

(単位：千円)

補助金等の名称	交付者	金額	貸借対照表等への影響額
岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金	岡山県	151,479	未収入金・前受補助金 144,900